

令和 7 年度 第 1 回

寝屋川市都市計画審議会

議 案 書

# 目 次

案件(1) 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）（議案第 168 号）

----- 1

案件(2) 特定生産緑地の指定（議案第 169 号）

----- 4

案件(1) 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更 (市決定)  
(議案第 168 号)

## 理 由

寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした、生産緑地法第 10 条に基づく買取り申出による行為制限の解除、同法第 8 条第 4 項に基づく通知に係る行為の完了、土地区画整理法第 98 条に基づく仮換地指定に伴い、本案のとおり生産緑地地区を追加、区域変更及び廃止しようとするものである。

## 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(寝屋川市決定)

東部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
美井元町3	美井元町地内	約 0.33 ha	区域変更
池田一丁目3	池田一丁目地内	約 一 ha	廃止
国松町1	国松町地内	約 一 ha	廃止
国松町10	国松町地内	約 一 ha	廃止
国松町11	国松町地内	約 一 ha	廃止
国松町12	国松町地内	約 一 ha	廃止
国松町13	国松町地内	約 0.17 ha	追加
東神田町1	東神田町地内	約 0.57 ha	区域変更
新家一丁目2	新家一丁目地内	約 一 ha	廃止
小路南町7	小路南町地内	約 0.32 ha	区域変更
小計		約 1.39 ha	
池田一丁目2他252地区		約 47.64 ha	変更なし
合 計	257地区	約 49.03 ha	

案件(2) 特定生産緑地の指定（議案第 169 号）

## 特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積(ha)			申出基準日	備 考	図面 番号			
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地							
			既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域						
国松町13	国松地内	0.17	–	0.17	国松土地区画整理事業の仮換地指定による 特定生産緑地の指定の変更 仮換地指定日:令和6年9月24日		1			
仁和寺本町三丁目2	仁和寺本町三丁目地内	0.19	0.16	0.03	令和 9年12月15日		2			
対馬江東町3	対馬江東町地内	0.09	–	0.09	令和10年12月10日		3			
中神田町10	中神田町地内	0.09	–	0.09	令和 7年12月22日		4			